

1世帯
3万円

住民税非課税世帯等臨時特別給付金のご案内

- ・この給付金は、物価高騰の影響を大きく受ける非課税世帯等を支援するため、1世帯あたり3万円を給付するものです。
- ・給付対象となる「子育て世帯」とは、18歳以下の子ども（平成18年4月2日～令和7年3月31日生まれ）を養育する世帯のことを言います。

給付金額

物価高騰対策としての給付金 子育て世帯には子ども1人あたり
3万円 + **2万円**

対象者

①令和6年度住民税非課税世帯の世帯主

令和6年12月13日時点で京丹後市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和6年度住民税が非課税の世帯主

②令和6年度住民税均等割のみ課税世帯のうち子育て世帯の世帯主

令和6年12月13日時点で京丹後市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和6年度に住民税所得割が課されず、住民税均等割のみ課税されている世帯のうち、子育て世帯の世帯主

《注意》 18歳以下の子どもと別世帯の方、DV被害者等の例外があります。コールセンターにお問い合わせください。

給付方法

対象の可能性のある世帯の世帯主宛てに、

令和7年1月中旬以降 順次 **支給決定通知書** または **確認書兼申請書** を送付します。

- 「**支給決定通知書**」が届いた方 → 手続きは **原則不要** です。ただし、口座変更を希望する場合には届出が必要です。
- 「**確認書兼申請書**」が届いた方 → 「**確認書兼申請書**」に**必要事項を記入し提出**してください。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

府や市(の職員)をかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所・消費生活センター(☎62-6768) 警察署・警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください

《お問い合わせ》 京丹後市臨時特別給付金コールセンター ☎0772-69-0142
月～金 9時～17時 〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷691

ご確認ください、該当される場合はお手続きください



京丹後市
R7.1月～3月

令和6年12月13日時点で 京丹後市に住民登録がある

いいえ

令和6年12月13日時点で住民登録のある市町村に
お問い合わせください

はい

世帯の中に、住民税所得割が課税されている方がいる

いいえ

はい

世帯の全員が、住民税課税者に扶養されている

いいえ

はい

対象外

令和6年5月頃に雇用主から「給与所得等に係る市
府民税特別徴収額の決定通知書」を交付された方や、令
和6年6月に京丹後市税務課から「市府民税納税通知
書」が届いた方で、通知書の「控除前の所得割額」欄
に記載がある方は、所得割課税世帯のため対象外です。
なお、非課税の方は通知書は交付されません。

別居の子や親などから扶養されている場合や、単身赴
任の課税者から扶養されている場合は対象外です。

世帯の中に、住民税均等割が課税されている方がいる

いいえ

住民税均等割のみ課税 とは

- ・ 住民税のうち「均等割（一定の所得がある方全員が均等に課税）」が課税で、「所得割（所得金額に応じて課税）」が非課税の方です。
- ・ 「納税通知書」または「課税証明書」に記載されている「所得割」の額が「0円」となっている方です。
- ・ 令和6年度住民税は、令和6年1月1日の住所地で課税されます。

住民税均等割のみ課税世帯 とは

令和6年度住民税が次のどちらかに該当する世帯です。

1. 住民税均等割のみ課税者だけの世帯
2. 住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者の世帯

はい

同じ世帯で、18才以下の子を養育している

いいえ

はい

同じ世帯で、18才以下の子を養育している

はい

いいえ

支給対象

支給決定通知書 または **確認書兼申請書** を **1月20日頃** に送付予定です。

対象外

支給対象世帯ではありません

DV被害者等の例外があります。コールセンターにお問い合わせください。